

平成 18 年 12 月 25 日  
建 設 局

## 平成 18 年度公共事業の再評価に関する意見書の概要について

京都市公共事業再評価委員会は、京都市が実施する公共事業の再評価について、客観性及び透明性を確保するため、第三者としての意見を述べる機関として、平成 10 年 12 月に設置されました。今年度は平成 18 年 10 月 30 日までに、対象となった 3 事業について、4 回の委員会審議と現地視察を行ってきました。

平成 18 年 12 月 25 日に、委員会としての意見が「平成 18 年度公共事業の再評価に関する意見書」として提出されましたので、その概要をお知らせします。

### 平成 18 年度 再評価審議結果

| 種 別  | 補<br>単<br>* | 事 業 名                    | 該当<br>条件 | 審 議 結 果       |
|------|-------------|--------------------------|----------|---------------|
| 河川事業 | 補           | 七瀬川                      |          | 「事業継続」は妥当である。 |
| 街路事業 | 単           | 西小路通                     |          | 「事業継続」は妥当である。 |
| 街路事業 | 補           | ・ ・ 25 鴨川東岸線<br>(第 2 工区) |          | 「事業継続」は妥当である。 |
| 合計   | 3 事業        |                          |          |               |

\* 「補」は国庫補助事業、「単」は京都市単独事業を示す。

## 再評価対象事業の該当条件

事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業  
事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業  
再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業  
社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

